第４０号議案

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
目次 第１章　（略） 第２章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第１節～第４節　（略） **第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第４３条の２―第４３条の４）** **第６節**　基準該当**障害福祉サービス**に関する基準（第４４条―第４８条） 第３章　（略） 第４章　生活介護 第１節～第４節　（略） **第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第９３条の２―第９３条の５）** **第６節**　基準該当**障害福祉サービス**に関する基準（第９４条―第９６条） 第５章　短期入所 第１節～第４節　（略）	目次 第１章　（略） 第２章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第１節～第４節　（略） **第５節**　基準該当**居宅介護等**に関する基準（第４４条―第４８条） 第３章　（略） 第４章　生活介護 第１節～第４節　（略） **第５節**　基準該当**生活介護**に関する基準（第９４条―第９６条） 第５章　短期入所 第１節～第４節　（略）

第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第１０８条の２―第１０８条の４）	
第６節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第１０９条・第１１０条）	第５節　基準該当短期入所に関する基準（第１０９条・第１１０条）
第６章　（略）	第６章　（略）
第７章　自立訓練（機能訓練）	第７章　自立訓練（機能訓練）
第１節～第４節　（略）	第１節～第４節　（略）
第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第１２９条の２―第１２９条の４）	
第６節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第１３０条―第１３１条）	第５節　基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準（第１３０条―第１３１条）
第８章　自立訓練（生活訓練）	第８章　自立訓練（生活訓練）
第１節～第４節　（略）	第１節～第４節　（略）
第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第１４０条の２―第１４０条の４）	
第６節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第１４１条―第１４２条）	第５節　基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準（第１４１条―第１４２条）
第９章　就労移行支援	第９章　就労移行支援
第１節～第３節　（略）	第１節～第３節　（略）
第４節　運営に関する基準（第１４８条の２―第１５３条）	第４節　運営に関する基準（第１４９条―第１５３条）
第１０章　（略）	第１０章　（略）
第１１章　就労継続支援Ｂ型	第１１章　就労継続支援Ｂ型
第１節～第４節　（略）	第１節～第４節　（略）
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第１７２条―第１７５条）	第５節　基準該当就労継続支援Ｂ型に関する基準（第１７２条―第１７５条）
第１２章　就労定着支援	
第１節　基本方針（第１７５条の２）	
第２節　人員に関する基準（第１７５条の３・第１７５条の４）	
第３節　設備に関する基準（第１７５条の５）	
第４節　運営に関する基準（第１７５条の６―第１７５条の１２）	
第１３章　自立生活援助	
第１節　基本方針（第１７５条の１３）	
第２節　人員に関する基準（第１７５条の１４・第１７５条の１５）	
第３節　設備に関する基準（第１７５条の１６）	
第４節　運営に関する基準（第１７５条の１７―第１７５条の２０）	
第１４章　共同生活援助	第１２章　共同生活援助

第１節～第４節　（略） **第５節　日中サービス支援型指定共同生活援助** **第１款　趣旨及び基本方針（第１９２条の２・第１９２条の３）** **第２款　人員に関する基準（第１９２条の４・第１９２条の５）** **第３款　設備に関する基準（第１９２条の６）** **第４款　運営に関する基準（第１９２条の７―第１９２条の１１）** **第６節**　（略） **第１５章**　（略） **第１６章**　（略） **第１７章**　（略） 附則	第１節～第４節　（略） **第５節**　（略） **第１３章**　（略） **第１４章**　（略） **第１５章**　（略） 附則
（趣旨） 第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第３０条第１項第２号イ**、第４１条の２第１項第１号及び第２号**並びに第４３条第１項及び第２項の規定に基づき、八王子市における指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第３０条第１項第２号イ並びに第４３条第１項及び第２項の規定に基づき、八王子市における指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　支給決定障害者等　法第５条**第２３項**に規定する支給決定障害者等をいう。 ⑶～⒁　（略） ⒂　多機能型　第７７条に規定する指定生活介護の事業、第１２２条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第１３２条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第１４３条に規定する指定就労移行支援の事業、第１５４条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第１６７条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びに**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準」という。）**第４条に規定する指定児童発達支援の事業、**指定通所支援基準第５５条**に	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　支給決定障害者等　法第５条**第２１項**に規定する支給決定障害者等をいう。 ⑶～⒁　（略） ⒂　多機能型　第７７条に規定する指定生活介護の事業、第１２２条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第１３２条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第１４３条に規定する指定就労移行支援の事業、第１５４条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第１６７条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びに**東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１３９号）**第４条に規定する指定児童発達支援の事業、**同条例第６０条**に規定する指定医療型児童発達支援の事業、**同条例第**

規定する指定医療型児童発達支援の事業、**指定通所支援基準第６５条**に規定する指定放課後等デイサービスの事業**、指定通所支援基準第７１条の７に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第７２条**に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（**指定通所支援基準**に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。	**７０条**に規定する指定放課後等デイサービスの事業**及び同条例第８０条**に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（**同条例**に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。
２　（略）	２　（略）
（指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第３条　指定障害福祉サービス事業者（第３章、第４章及び第７章から**第１４章**までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、当該指定障害福祉サービスの効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。	（指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第３条　指定障害福祉サービス事業者（第３章、第４章及び第７章から**第１２章**までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、当該指定障害福祉サービスの効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
２～６　（略）	２～６　（略）
（従業者の配置の基準） 第５条　指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第１９３条及び第２０１条において「指定居宅介護事業者」という。）**が当該事業**を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに**置くべき従業者**（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第４節において同じ。）**の員数は、常勤換算方法で、２．５以上とする。** **２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同**	（従業者の配置の基準） 第５条　指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第１９３条及び第２０１条において「指定居宅介護事業者」という。）**は、当該事業**を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに**、従業者**（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第４節において同じ。）**を市規則で定める基準により置かなければならない。**

行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。 **３　前項の事業の規模は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。**	
（サービス提供責任者の責務等） 第１０条　サービス提供責任者（**第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。**以下この節において同じ。）は、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護の管理等を行うものとする。	（サービス提供責任者の責務等） 第１０条　サービス提供責任者（**当該指定居宅介護事業所の従業者のうち、第５条に規定する市規則で定める基準により置かれるものをいう。**以下この節において同じ。）は、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護の管理等を行うものとする。
２～４　（略）	２～４　（略）
（準用） 第４３条　第９条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「**第５条第２項**」とあるのは「第７条において準用する**第５条第２項**」と、第１１条中「第１３条第１項及び第３５条」とあるのは「第４３条第１項において準用する第１３条第１項及び第３５条」と、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４３条第１項において準用する次条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第４３条第１項において準用する第２５条第２項」と、第３０条中「食事等の介護」とあるのは「食事等及び外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。	（準用） 第４３条　第９条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「**第５条**」とあるのは「第７条において準用する**第５条**」と、第１１条中「第１３条第１項及び第３５条」とあるのは「第４３条第１項において準用する第１３条第１項及び第３５条」と、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４３条第１項において準用する次条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第４３条第１項において準用する第２５条第２項」と、第３０条中「食事等の介護」とあるのは「食事等及び外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。
２　第９条から第２９条まで及び第３１条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「**第５条第２項**」とあるのは「第７条において準用する**第５条第２項**」と、第１１条中「第１３条第１項及び第３５条」とあるのは「第４３条第２項において準用する第１３条第１項及び第３５条」と、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４３条第２項において準用する次条第１項」と、第２７条第２項中「第２	２　第９条から第２９条まで及び第３１条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「**第５条**」とあるのは「第７条において準用する**第５条**」と、第１１条中「第１３条第１項及び第３５条」とあるのは「第４３条第２項において準用する第１３条第１項及び第３５条」と、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４３条第２項において準用する次条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあ

５条第２項」とあるのは「第４３条第２項において準用する第２５条第２項」と読み替えるものとする。	るのは「第４３条第２項において準用する第２５条第２項」と読み替えるものとする。
第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準	
（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）	
第４３条の２　居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年条例第５６号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。	
（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）	
第４３条の３　重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。	
（準用）	
第４３条の４　第４条（第３項及び第４項を除く。）、第５条第２項及び第３項、第６条並びに前節（第４３条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。	
第６節　基準該当**障害福祉サービス**に関する基準	**第５節**　基準該当**居宅介護等**に関する基準
（従業者の配置の基準）	（従業者の配置の基準）
第４４条　居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）**が、当該事業**を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに**置くべき従業者**（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）**の員数は、３人以上とする。**	第４４条　居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）**は、当該事業**を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに**、従業者**（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）**を市規則で定める基準により置かなければならない。**
２　前項の規定にかかわらず、離島その他の	２　前項の規定にかかわらず、離島その他の

地域であって厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する**基準該当居宅介護事業者にあっては、**基準該当居宅介護事業所ごとに**置くべき従業者の員数は、１人以上とする。**	地域であって厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する**基準該当居宅介護事業者は、**基準該当居宅介護事業所ごとに**、従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。**
３　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。	
（同居家族に対するサービス提供の制限） 第４７条　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する基準該当居宅介護が次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。 ⑴　（略） ⑵　当該基準該当居宅介護が**第４４条第３項に規定する**サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 ⑶　（略） ２　（略）	（同居家族に対するサービス提供の制限） 第４７条　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する基準該当居宅介護が次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。 ⑴　（略） ⑵　当該基準該当居宅介護がサービス提供責任者**（当該基準該当居宅介護事業所の従業者のうち、第４４条第１項又は第２項に規定する市規則で定める基準により置かれるものをいう。）**の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 ⑶　（略） ２　（略）
（準用） 第４８条　第４条第１項及び**第４節**（第２５条第１項、第２６条、第２７条第１項、第３０条、第３１条及び第４３条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「**第５条第２項**」とあるのは「**第４４条第３項**」と、第１１条中「第１３条第１項及び第３５条」とあるのは「第４８条第１項において準用する第１３条第１項及び第３５条」と、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４８条第１項において準用する次条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第４８条第１項において準用する第２５条第２項」と読み替えるものとする。 ２　第４条第２項から第４項まで並びに**第４節**（第２５条第１項、第２６条、第２７条第１項、第３０条、第３１条及び第４３条を除く。）並びに第４４条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事	（準用） 第４８条　第４条第１項及び**前節**（第２５条第１項、第２６条、第２７条第１項、第３０条、第３１条及び第４３条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「**第５条**」とあるのは「**第４４条**」と、第１１条中「第１３条第１項及び第３５条」とあるのは「第４８条第１項において準用する第１３条第１項及び第３５条」と、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４８条第１項において準用する次条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第４８条第１項において準用する第２５条第２項」と読み替えるものとする。 ２　第４条第２項から第４項まで並びに**前節**（第２５条第１項、第２６条、第２７条第１項、第３０条、第３１条及び第４３条を除く。）並びに第４４条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業

業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「**第５条第２項**」とあるのは「**第４４条第３項**」と、第１１条中「第１３条第１項及び第３５条」とあるのは「第４８条第２項において準用する第１３条第１項及び第３５条」と、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４８条第２項において準用する次条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第４８条第２項において準用する第２５条第２項」と、第４７条第１項第２号中「**第４４条第３項**」とあるのは「第４８条第２項において準用する**第４４条第３項**」と、同条第２項中「次条第１項」とあるのは「次条第２項」と読み替えるものとする。	について準用する。この場合において、第１０条第１項中「**第５条**」とあるのは「**第４４条**」と、第１１条中「第１３条第１項及び第３５条」とあるのは「第４８条第２項において準用する第１３条第１項及び第３５条」と、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第４８条第２項において準用する次条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第４８条第２項において準用する第２５条第２項」と、第４７条第１項第２号中「**第４４条第１項又は第２項**」とあるのは「第４８条第２項において準用する**第４４条第１項又は第２項**」と、同条第２項中「次条第１項」とあるのは「次条第２項」と読み替えるものとする。
（従業者の配置の基準） 第７８条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第２号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第２号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。 ⑴　（略） ⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第７章及び**第１６章**において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ⑶　（略）	（従業者の配置の基準） 第７８条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第２号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第２号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。 ⑴　（略） ⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第７章及び**第１４章**において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 ⑶　（略）
（職場への定着のための支援の実施） **第８６条の２　指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。** **第５節　共生型障害福祉サービスに**	

関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第９３条の２　生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第９３条の３　共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等条例第９９条第１項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２５年八王子市条例第１７号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第５９条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第９３条の４　共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第８２条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第１９１条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成２５年八王子市条例第１８号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第４４条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下

「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。 （準用） 第９３条の５　第１３条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２６条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５１条、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７５条まで、第７７条、第７９条及び前節（第９３条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。	
第６節　基準該当障害福祉サービスに関する基準	第５節　基準該当生活介護に関する基準
（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例） 第９５条　市規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第１０９条、第１３０条の２及び第１４１条の２において同じ。）が地域において指定生活介護が提供されていないこと等により指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第１０９条、第１３０条の２及び第１４１条の２において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス条例第４４条第１項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第１０９条、第１３０条の２及び第１４１条の２において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第１０９条、第１３０条の２及び第１４１条の２において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。	（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例） 第９５条　市規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２５年八王子市条例第１７号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第８２条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第１９１条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において指定生活介護が提供されていないこと等により指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第８１条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第１９０条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス条例第８２条第１項又は第１９１条第１項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第８２条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小

	規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス条例第１９１条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。
（従業者の配置の基準） 第９８条　法第５条第８項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この条、第１００条及び第１０７条において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ市規則で定める基準を満たさなければならない。 ⑴　（略） ⑵　第１３３条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第２５条**第７号**に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第１７７条に規定する指定共同生活援助事業者**、第１９２条の２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者**又は第１９５条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（次項において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）が、併設事業所を設置する場合	（従業者の配置の基準） 第９８条　法第５条第８項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この条、第１００条及び第１０７条において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ市規則で定める基準を満たさなければならない。 ⑴　（略） ⑵　第１３３条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第２５条**第６号**に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第１７７条に規定する指定共同生活援助事業者又は第１９５条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（次項において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）が、併設事業所を設置する場合
２　（略） ３　併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この条及び第１００条において「単独型事業所」という。）は、生活支援員を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　指定生活介護事業所、第１２３条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第１３３条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第１４４条に規定する指定就労移行支援事業所、第１５５条に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所、指定就労継続支援Ｂ型事業所（第１６７条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第１７７条に規定する指定共同生活援助事業所**、第１９２条**	２　（略） ３　併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この条及び第１００条において「単独型事業所」という。）は、生活支援員を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　指定生活介護事業所、第１２３条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第１３３条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第１４４条に規定する指定就労移行支援事業所、第１５５条に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所、指定就労継続支援Ｂ型事業所（第１６７条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第１７７条に規定する指定共同生活援助事業所、第１９５条

の４に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、第１９５条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下この条、第１８０条及び第１８９条において「指定生活介護事業所等」と総称する。）において指定短期入所の事業を行う場合	に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下この条、第１８０条及び第１８９条において「指定生活介護事業所等」と総称する。）において指定短期入所の事業を行う場合
⑵　（略）	⑵　（略）
第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準 （共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準） 第１０８条の２　短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等条例第１４７条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第５９号。以下「指定介護予防居宅サービス等条例」という。）第１２９条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。 （共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準） 第１０８条の３　共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。 （準用） 第１０８条の４　第１３条、第１５条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２６条、第２７条、第３２条、第３３条、第３６条から第４２条まで、第５１条、第５３条第１項及び第３項、第５６条、第６３条、第６９条、第７２条から第７４条まで、第８８条、第９０条から第９２条まで、第９７条及び前節（第１０７条及び第１０８条を除く。）の規定は、共生型短期	

入所の事業について準用する。	
第６節　基準該当**障害福祉サービス**に関する基準	**第５節**　基準該当**短期入所**に関する基準
（従業者の配置の基準） 第１１２条　（略） ２・３　（略） ４　サービス提供責任者のうち、１人以上は、常勤の当該指定重度障害者等包括支援事業所の職務に従事する者でなければならない。	（従業者の配置の基準） 第１１２条　（略） ２・３　（略） ４　サービス提供責任者のうち、１人以上は、**専任かつ**常勤の当該指定重度障害者等包括支援事業所の職務に従事する者でなければならない。
（**重度障害者等包括支援計画**の作成） 第１１８条　サービス提供責任者は、**重度障害者等包括支援計画**（利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて、週を単位として、具体的な指定重度障害者等包括支援の内容等を記載した計画をいう。）を作成しなければならない。	（**サービス利用計画**の作成） 第１１８条　サービス提供責任者は、**重度障害者等包括支援サービス利用計画**（利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて、週を単位として、具体的な指定重度障害者等包括支援の内容等を記載した計画をいう。**以下この条及び第１２０条において「サービス利用計画」という。**）を作成しなければならない。 **２　サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に含めた障害福祉サービスの担当者（当該サービス提供責任者を除く。以下この項において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならない。**
２　サービス提供責任者は、**重度障害者等包括支援計画**を作成した際は、利用者及びその同居の家族に対してその内容を説明し、当該**重度障害者等包括支援計画**を交付しなければならない。	**３**　サービス提供責任者は、**サービス利用計画**を作成した際は、利用者及びその同居の家族に対してその内容を説明し、当該**サービス利用計画**を交付しなければならない。
３　サービス提供責任者は、**重度障害者等包括支援計画**作成後に、当該**重度障害者等包括支援計画**の実施状況の把握を行い、必要に応じ変更を行うものとする。この場合においては、**前２項**の規定を準用する。	**４**　サービス提供責任者は、**サービス利用計画**作成後に、当該**サービス利用計画**の実施状況の把握を行い、必要に応じ変更を行うものとする。この場合においては、**前３項**の規定を準用する。
（指定重度障害者等包括支援の取扱方針） 第１２０条　指定重度障害者等包括支援事業者は、**重度障害者等包括支援計画**に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ	（指定重度障害者等包括支援の取扱方針） 第１２０条　指定重度障害者等包括支援事業者は、**サービス利用計画**に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、当

て、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（基本方針） 第１２２条　自立訓練（機能訓練）（省令第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第６条の６第１号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	（基本方針） 第１２２条　自立訓練（機能訓練）（省令第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう**、省令第６条の７第１号に規定する者に対して**、省令第６条の６第１号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
（準用） 第１２９条　第１３条から第２４条まで、第２６条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７５条まで、第８２条及び**第８６条の２**から第９２条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１２６条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１２６条第２項」と、第５３条第２項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第５４条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第６２条第１項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第７５条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第５８条第１項」とあるのは「第１２９条において準用する第２３条第１項」と、同項第３号中「第６８条」とあるのは「第１２９条において準用する第８９条」と、同項第４号中「第７	（準用） 第１２９条　第１３条から第２４条まで、第２６条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７５条まで、第８２条及び**第８７条**から第９２条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１２６条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１２６条第２項」と、第５３条第２項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第５４条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第６２条第１項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第７５条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第５８条第１項」とあるのは「第１２９条において準用する第２３条第１項」と、同項第３号中「第６８条」とあるのは「第１２９条において準用する第８９条」と、同項第４号中「第７

２条第３項」とあるのは「第１２９条において準用する第７２条第３項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１２９条」と、第８２条中「第９２条」とあるのは「第１２９条において準用する第９２条」と、第９２条中「前条」とあるのは「第１２９条において準用する前条」と読み替えるものとする。	２条第３項」とあるのは「第１２９条において準用する第７２条第３項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１２９条」と、第８２条中「第９２条」とあるのは「第１２９条において準用する第９２条」と、第９２条中「前条」とあるのは「第１２９条において準用する前条」と読み替えるものとする。
第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準 **（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）** **第１２９条の２　自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。** **（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）** **第１２９条の３　共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。** **（準用）** **第１２９条の４　第１３条から第２４条まで、第２６条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５１条、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７５条まで、第７９条、第８２条、第８６条の２から第９２条まで、第１２２条及び前節（第１２９条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。**	
第６節　基準該当**障害福祉サービス**に関する基準	**第５節**　基準該当**自立訓練（機能訓練）**に関する基準
（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例） 第１３０条の２　市規則で定める要件を満たした**指定小規模多機能型居宅介護事業者等**が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対	（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例） 第１３０条の２　市規則で定める要件を満たした**指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者**が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機

して**指定小規模多機能型居宅介護等**のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。	能訓練）を受けることが困難な障害者に対して**指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護**のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。
（基本方針） 第１３２条　自立訓練（生活訓練）（省令第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第６条の６第２号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	（基本方針） 第１３２条　自立訓練（生活訓練）（省令第６条の６第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう**、省令第６条の７第２号に規定する者に対して**、省令第６条の６第２号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
（準用） 第１４０条　第１３条から第２２条まで、第２４条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７４条まで、第８２条、**第８６条の２**から第９２条まで、第１２７条及び第１２８条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１３７条第１項から第４項まで」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１３７条第２項」と、第５３条第２項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第５４条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第６２条第１項中「療養介護計画」とあるのは「自立	（準用） 第１４０条　第１３条から第２２条まで、第２４条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７４条まで、第８２条、**第８７条**から第９２条まで、第１２７条及び第１２８条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第１３７条第１項から第４項まで」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１３７条第２項」と、第５３条第２項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第５４条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第６２条第１項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練

訓練（生活訓練）計画」と、第８２条中「第９２条」とあるのは「第１４０条において準用する第９２条」と、第９２条中「前条」とあるのは「第１４０条において準用する前条」と読み替えるものとする。	（生活訓練）計画」と、第８２条中「第９２条」とあるのは「第１４０条において準用する第９２条」と、第９２条中「前条」とあるのは「第１４０条において準用する前条」と読み替えるものとする。
第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準	
（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）	
第１４０条の２　自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。	
（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）	
第１４０条の３　共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業について市規則で定める基準を満たさなければならない。	
（準用）	
第１４０条の４　第１３条から第２２条まで、第２４条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５１条、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７４条まで、第７９条、第８２条、第８６条の２から第９２条まで、第１２７条、第１２８条、第１３２条及び前節（第１４０条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。	
第６節　基準該当**障害福祉サービス**に関する基準	**第５節**　基準該当**自立訓練（生活訓練）**に関する基準
（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）	（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）
第１４１条の２　市規則で定める要件を満たした**指定小規模多機能型居宅介護事業者等**が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して**指定小規模多機能型居宅介護等**のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）	第１４１条の２　市規則で定める要件を満たした**指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者**が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して**指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護**のうち通いサ

と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。	ービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。
第４節　運営に関する基準	第４節　運営に関する基準
（通勤のための訓練の実施） **第１４８条の２　指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。**	
（準用） 第１５３条　第１３条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７５条まで、第８２条、第８５条**、第８６条、第８７条**から第９２条まで、第１２６条、第１２７条及び第１３８条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１５３条において準用する第１２６条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１５３条において準用する第１２６条第２項」と、第５３条第２項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第５４条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第６２条第１項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第７５条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第５８条第１項」とあるのは「第１５３条において準用する第２３条第１項」と、同項第３号中「第６８条」とあるのは「第１５３条において準用する第８９条」と、同項第４号中「第７２条第３項」とあるのは「第１５３条において準用する第７２条第３項」と、同項第５号及び第６	（準用） 第１５３条　第１３条から第２１条まで、第２３条、第２４条、第２７条、第３２条、第３６条から第４１条まで、第５３条、第５４条、第５６条、第６２条、第６３条、第６９条、第７２条から第７５条まで、第８２条、第８５条から第９２条まで、第１２６条、第１２７条及び第１３８条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１５３条において準用する第１２６条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１５３条において準用する第１２６条第２項」と、第５３条第２項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第５４条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第６２条第１項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第７５条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第５８条第１項」とあるのは「第１５３条において準用する第２３条第１項」と、同項第３号中「第６８条」とあるのは「第１５３条において準用する第８９条」と、同項第４号中「第７２条第３項」とあるのは「第１５３条において準用する第７２条第３項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるの

号中「次条」とあるのは「第１５３条」と、第８２条中「第９２条」とあるのは「第１５３条において準用する第９２条」と、第９２条中「前条」とあるのは「第１５３条において準用する前条」と、第１３８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。	は「第１５３条」と、第８２条中「第９２条」とあるのは「第１５３条において準用する第９２条」と、第９２条中「前条」とあるのは「第１５３条において準用する前条」と、第１３８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。
第５節　基準該当障害福祉サービスに関する基準	第５節　基準該当就労継続支援Ｂ型に関する基準
第１２章　就労定着支援 第１節　基本方針 第１７５条の２　就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第６条の１０の２に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第６条の１０の３に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 第２節　人員に関する基準 （従業者の配置の基準） 第１７５条の３　指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。 ⑴　就労定着支援員 ⑵　サービス管理責任者 （準用）	

第１７５条の４　第５１条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第１７５条の５　指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第４節　運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第１７５条の６　サービス管理責任者は、第１７５条の１２において準用する第５４条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

⑶　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（実施主体）

第１７５条の７　指定就労定着支援事業者は、過去３年間において平均１人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第１７５条の８　指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

２　指定就労定着支援事業者は、利用者に対

して前項の支援を提供するに当たっては、１月に１回以上、当該利用者との対面により行うとともに、１月に１回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）
第１７５条の９　指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（運営規程）
第１７５条の１０　指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的及び運営の方針
⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容
⑶　営業日及び営業時間
⑷　指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
⑸　通常の事業の実施地域
⑹　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
⑺　虐待の防止のための措置に関する事項
⑻　その他運営に関する重要事項

（記録の整備）
第１７５条の１１　指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から５年間保存しなければならない。
⑴　次条において準用する第２３条第１項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
⑵　次条において読み替えて準用する第５３条第２項に規定する就労定着支援計画

⑶　次条において準用する第３３条に規定する市町村への通知に係る記録
⑷　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　次条において準用する第４０条第１項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）
第１７５条の１２　第１２条から第２７条まで、第３３条から第４１条まで、第５３条、第５４条第２項から第９項まで、第６２条及び第６３条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１７５条の１２において準用する次条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１７５条の１２において準用する第２５条第２項」と、第５３条第２項並びに第５４条第２項、第４項から第７項まで及び第９項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第６２条第１項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第１３章　自立生活援助
第１節　基本方針
第１７５条の１３　自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第２節　人員に関する基準
（従業者の配置の基準）
第１７５条の１４　指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則

で定める基準により置かなければならない。
⑴　地域生活支援員
⑵　サービス管理責任者

（準用）
第１７５条の１５　第５１条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準
（準用）
第１７５条の１６　第１７５条の５の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準
（実施主体）
第１７５条の１７　指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第５１条の２２第１項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）
第１７５条の１８　指定自立生活援助事業者は、おおむね週に１回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）
第１７５条の１９　指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。
２　指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
３　指定自立生活援助事業者は、利用者の心

身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。 （準用） 第１７５条の２０　第１２条から第２７条まで、第３３条から第４１条まで、第５３条、第５４条第２項から第９項まで、第６２条、第６３条、第１７５条の６、第１７５条の１０及び第１７５条の１１の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１７５条の２０において準用する次条第１項」と、第５３条第２項並びに第５４条第２項、第４項から第７項まで及び第９項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第７項中「６月」とあるのは「３月」と読み替えるものとする。	
第１４章　共同生活援助	第１２章　共同生活援助
（設備） 第１７９条　（略） ２～４　（略） ５　前項の規定にかかわらず、既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときの入居定員は、市規則で定める数とすることができる。 ６～１１　（略）	（設備） 第１７９条　（略） ２～４　（略） ５　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合にあって、東京都知事が特に必要があると認めるときの入居定員は、市規則で定める数とすることができる。 ６～１１　（略）
（介護及び家事等） 第１８８条　（略） ２　（略） ３　指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）の援助を受けさせてはならない。	（介護及び家事等） 第１８８条　（略） ２　（略） ３　指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等の援助を受けさせてはならない。
第５節　日中サービス支援型指定共同生活援助 第１款　趣旨及び基本方針 （趣旨） 第１９２条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活	

援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第１９２条の３　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第１９２条の４　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。

⑴　世話人

⑵　生活支援員

⑶　サービス管理責任者

（準用）

第１９２条の５　第１７８条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第３款　設備に関する基準

（設備）

第１９２条の６　日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外に設けなければならない。

２　日中サービス支援型指定共同生活援助事

業所は、１以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は市規則で定める基準を満たさなければならない。
３　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
４　共同生活住居ごとの入居定員は、市規則で定める基準を満たさなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときの入居定員は、市規則で定める数とすることができる。
６　共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
７　ユニットごとの入居定員は、市規則で定める基準を満たさなければならない。
８　ユニットには、居室及び居室に近接して、利用者が相互に交流を図るための設備を設けなければならない。
９　前項の居室は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

第４款　運営に関する基準

（実施主体）
第１９２条の７　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第９７条に規定する指定短期入所（第９８条第１項に規定する併設事業所又は同条第３項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）
第１９２条の８　介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行わなければならない。
２　調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が共同で行うように努めなければならない。
３　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時１人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
４　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共

同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）の援助を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第１９２条の９　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

３　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

４　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第１９２条の１０　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第８９条の３第１項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第１９２条の１１　第１３条、第１５条、第１６条、第１８条から第２１条まで、第２４条、第２７条、第３２条、第３６条から

第４１条まで、第５３条、第５４条第２項から第９項まで、第５８条、第６３条、第７２条から第７５条まで、第８９条、第９０条、第９２条、第１３８条、第１８０条から第１８７条まで、第１９０条及び第１９１条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第２４条第２項中「次条第１項」とあるのは「第１９２条の１１において準用する第１８６条第１項」と、第２７条第２項中「第２５条第２項」とあるのは「第１９２条の１１において準用する第１８６条第２項」と、第５３条第２項並びに第５４条第２項、第４項から第７項まで及び第９項中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第７５条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第２号中「第５８条第１項」とあるのは「第１９２条の１１において準用する第５８条第１項」と、同項第３号中「第６８条」とあるのは「第１９２条の１１において準用する第８９条」と、同項第４号中「第７２条第３項」とあるのは「第１９２条の１１において準用する第７２条第３項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第１９２条の１１」と、第９２条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第１９２条の１１において準用する第１９１条第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１３８条第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第６節　外部サービス利用型指定共同生活援助

第５節　外部サービス利用型指定共同生活援助

（趣旨） 第１９３条　第１節から**第４節**までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第２０３条において読み替えて準用する第５３条第２項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第１９５条において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。	（趣旨） 第１９３条　第１節から**前節**までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第２０３条において読み替えて準用する第５３条第２項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第１９５条において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。
第１５章　多機能型に関する特例 （従業者の配置の基準等の特例） 第２０４条　多機能型の指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（**指定通所支援基準**第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（**指定通所支援基準第５６条第１項**に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（**指定通所支援基準第６６条第１項**に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この条及び次条においてこれらを「多機能型事業所」という。）は、多機能型事業所の事業ごとの利用定員の合計が市規則で定める数に満たない場合は、当該多機能型事業所の事業ごとの従業者を市規則で定める基準により置くことができる。 ２　（略）	**第１３章**　多機能型に関する特例 （従業者の配置の基準等の特例） 第２０４条　多機能型の指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（**東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例**第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（**同条例第６１条第１項**に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（**同条例第７１条第１項**に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この条及び次条においてこれらを「多機能型事業所」という。）は、多機能型事業所の事業ごとの利用定員の合計が市規則で定める数に満たない場合は、当該多機能型事業所の事業ごとの従業者を市規則で定める基準により置くことができる。 ２　（略）

第１６章　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準 **第１７章**　雑則 附　則 （指定共同生活援助事業所**又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所**において個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置） 第５条　指定共同生活援助事業所**又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所**の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができるものであって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成２６年厚生労働省令第５号）第１条第５号に規定する区分４（次項において「区分４」という。）、同条第６号に規定する区分５（次項において「区分５」という。）又は同条第７号に規定する区分６（次項において「区分６」という。）に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所**又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所**の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所**又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所**の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合は、**平成３３年３月３１日**までの間、第１８８条第３項**及び第１９２条の８第４項**の規定を適用しない。 ２　指定共同生活援助事業所**又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所**の利用者のうち、区分４、区分５又は区分６に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所**又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所**の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所**又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所**の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件がいずれも満たされる場合は、**平成３３年３月３１日**までの間、当該利用者について第１８８条第３項**及び第１９２条の８第４項**の規定を適用しない。 ⑴・⑵　（略）	**第１４章**　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準 **第１５章**　雑則 附　則 （指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置） 第５条　指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができるものであって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成２６年厚生労働省令第５号）第１条第５号に規定する区分４（次項において「区分４」という。）、同条第６号に規定する区分５（次項において「区分５」という。）又は同条第７号に規定する区分６（次項において「区分６」という。）に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合は、**平成３０年３月３１日**までの間、第１８８条第３項の規定を適用しない。 ２　指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分４、区分５又は区分６に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件がいずれも満たされる場合は、**平成３０年３月３１日**までの間、当該利用者について第１８８条第３項の規定を適用しない。 ⑴・⑵　（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。